

ル・リアンふかみ高齢者虐待防止に関する指針

(虐待防止に関する基本的考え方)

第1条 高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

厚生労働省 要介護者等による高齢者虐待類型 (例)

区分	具体的な例
i 身体的虐待	<p>① 暴力的行為*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちにする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベット等へ抑えつける。 ・車椅子やベットから移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせるなど。 <p>③ 「緊急やむをえない」場合以外の身体拘束・抑制</p>
	<p>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪、ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。

ii 介護・世話の 放棄・放任	<p>健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など <p>② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況に関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。など <p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。など <p>④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p>
	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言ひ脅す。など <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」などと侮辱なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などを言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。など <p>③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p>

<p>iii 心理的虐待</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口を言いふらす。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやって見せる)。 など <p>④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など <p>⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など <p>⑥ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での移動での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するように強制する。 ・入所者の顔に落書きして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介護を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
<p>iv 性的虐待</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○本人との間で合意されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸

	<p>にしたり、下着のままに放置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。など
	<p>○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由もなく制限すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

* 身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に向かって危険な行為や身体に何ら他の影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

（虐待防止の組織に関する事項について）

第2条 虐待発生防止を務める観点から、人権擁護委員会がこれを所管する。本委員会の運営責任者は施設長とし、構成委員は、苦情受付責任者、及び相談員、介護支援専門員、主任、介護リーダーとする。

2 人権擁護委員会は、高齢者虐待防止、事故防止、苦情解決、身体拘束防止委員会を兼ね、一体的に行うこととする。

3 委員会は毎月1回開催する。緊急時の場合は、運営責任者が委員会を招集する。委員会の要綱は人権擁護委員会苦情解決要綱に基づき実施する。

4 人権擁護委員会の議題は、担当者が定める。

（虐待防止に関する職員研修についての方針）

第3条 虐待防止研修は人権擁護委員会で実施検討する。高齢者虐待チェックリストは年1回全職員に実施、人権擁護委員会で検討する。

（虐待又はその疑いが発生した場合の対応方針）

第4条 虐待又はその疑い等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、委員会を招集し、解明に当たることとする。事実が確認された場合には役職の如何を問わず厳正に対処する。

2 緊急性の高い事案については、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と保護を優先とする。

(虐待等が発生した場合の体制)

第5条 職員が利用者への虐待を発見した場合、人権擁護委員会の担当者に報告する。虐待が担当者本人であった場合には、課長・主任並びに施設長へ報告する。

2 人権擁護委員は、相談及び上記職員からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないように細心の注意を払ったうえで、内部通報規程に基づき、当事者及び被害者への事実確認を行うとともに第三者委員へ報告する。

3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、規程及び就業規則に基づき必要な措置を講ずる。

4 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯等を踏まえ、人権擁護委員会で検証を行う。検証後、全体職員会議等で職員へ周知する。また、ご利用者家族等への後方等で経緯の説明を行う。

(虐待等に係る苦情解決事項)

第6条 虐待等の苦情については、苦情解決要綱に基づき対応する。

附則

この指針は2023年3月1日より施行する。